

イオンフィナンシャルサービスグループ人権方針

1. 人権尊重への宣言

イオンフィナンシャルサービスグループ(以下「当社グループ」)は、金融サービスを担う企業として、人々の生活と社会の発展に貢献することを使命としています。その実現に向け、当社グループはすべての事業活動において人権尊重を最優先の責任として位置付けます。

当社グループは、「すべてはお客さまのために」という価値観のもと、人権を尊重し、国籍・人種・性別・学歴・宗教・心身の障がい・性的指向や性自認等を理由とする、いかなる差別も行いません。

当社グループは、強制労働、児童労働、人身取引、差別、ハラスメント、暴力、安全でない労働環境の提供、プライバシー侵害など、あらゆる人権侵害行為を禁止します。

また、国や地域ごとに異なる文化、社会背景、法制度を踏まえつつ、国内外すべてのステークホルダーの尊厳が守られる企業運営を推進するとともに、従業員一人ひとりがともに働く人の声に耳を傾け、互いを等しく尊重します。

2. 国際規範の尊重

当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)」、国際人権章典、ILO 中核的労働基準、OECD 多国籍企業行動指針等の国際的枠組みに準拠し、人権尊重の取り組みを推進します。また、「子どもの権利とビジネス原則」を支持し、事業活動および社会貢献活動を通じて子どもの権利を尊重し支援します。これらの枠組みは、当社グループが世界のどこで事業を行う場合においても、共通の指針として位置付けます。

事業を展開する国・地域において、法令上の要請と国際的に認められた人権の原則が相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権の原則を可能な限り最大限尊重する方法を追求します。

3. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべてのグループ会社の役員および従業員(正社員、契約社員、派遣社員等、雇用形態を問わない)に適用されます。本方針に定める原則および取り組みは、当社グループすべての役員及び従業員によって遵守されるべきものです。また、当社グループのお客さま、ビジネスパートナー(サプライヤー、委託先、加盟店、代理店等)を含む、当社グループと関わりのある、あらゆるステークホルダーに対しても、本方針の理解と実践を奨励します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループの事業活動およびバリューチェーンにおいて、人権への影響を受ける可能性のある人々(従業員、お客さま、ビジネスパートナーの従業員、地域社会等)を中心に、影響を受ける可能性のあるステークホルダーとの対話を行い、人権問題の把握ならびに対応策の検討および改善に反映します。

これには、人権リスクの特定、影響の評価、予防・軽減策の策定と実施、改善状況のモニタリング、必要に応じた第三者評価の活用などが含まれます。金融サービス固有のリスク(顧客保護、プライバシー、脆弱な利用者の支援など)にも重点的に取り組み、事業活動を通じて、人権が尊重される社会の実現を

目指します。

なお、本方針に基づく取り組みの進捗について、統合報告書等を通じて適切に情報開示を行います。

5. ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

多様性の尊重と包摂的な職場環境の実現は、当社グループの持続的成長の基盤です。

当社グループは、国内外すべての従業員が公平に機会を得られ、互いの違いを尊重し合える文化を育みます。一人ひとりが安心して声を上げ、対話を通じて多様な視点が意思決定に活かされる職場づくりを進めます。また、いかなる差別も許容せず、採用・配置・育成・評価・登用等の各プロセスにおいて、公正な機会と処遇の確保に取り組み、誰もが自分らしく働き、自ら望むキャリアを主体的に切り開けるよう支援します。

6. 従業員の人權

当社グループは、国内外すべての従業員の人権を尊重し、事業を展開する国・地域の法令を遵守します。労働時間、残業時間は、各国の法令基準や国際的規範に基づいて適正に把握、管理し、過重な労働時間の削減等を行います。従業員の賃金は、地域で定められた最低賃金の遵守、同一労働同一賃金の適用、ならびに適正な生活賃金の支払いに努めます。

7. お客さまの人權

当社グループは、人權に配慮した金融サービスの提供、お客さまのプライバシーの保護・尊重、マネー・ロンダリング等の防止など、お客さまの人權に負の影響をもたらすことがないよう努めます。

8. ビジネスパートナーとの協調

当社グループは、国内外のビジネスパートナー(サプライヤー、委託先、加盟店、代理店等)に対し、人權尊重の姿勢を共有し、本方針を遵守することを求めます。ビジネスパートナーにおいて人權への負の影響の兆候が確認された場合には、必要に応じた対話、改善支援、監査などを行い、協働して人權尊重を推進します。

9. 救済措置等

当社グループは、国内外すべての従業員および国内外のビジネスパートナー(サプライヤー、委託先等)の従業員が人權侵害やハラスメント等について相談・通報できる多言語対応の窓口を整備します。通報者の保護、匿名性の確保、報復禁止は全地域で共通の原則とします。また、当社グループが、人權への負の影響を引き起こした、またはこれを助長したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。

10. 教育

当社グループは、役員および全従業員に対し、人權尊重に関する継続的な教育・研修を実施します。地域に応じた法制度や社会背景を考慮した教育内容を取り入れ、組織全体で高い人權意識を醸成します。また、委託先においても人權尊重に関する教育・研修を実施します。

11. ガバナンスと継続的改善

当社グループは、本方針の運用状況について取締役会および経営陣が適切に監督し、人権尊重の取り組みが組織全体に確実に根付くようガバナンス体制を整備します。

また、人権デュー・ディリジェンスおよび人権尊重の取り組みを実施するため、適切な責任者および担当部署を明確にし、継続的にその機能を強化します。

加えて、定期的なレビューや社会環境・国際動向の変化を踏まえ、必要に応じて本方針の内容を更新し、改善を図ります。

イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長
深山友晴